

電子契約とは

電子契約の主なメリット

1

締結コストを削減

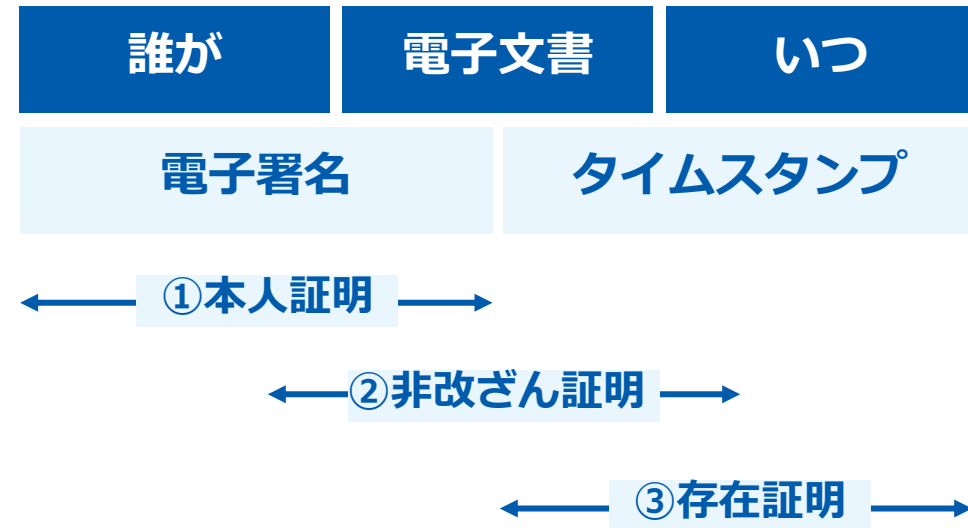
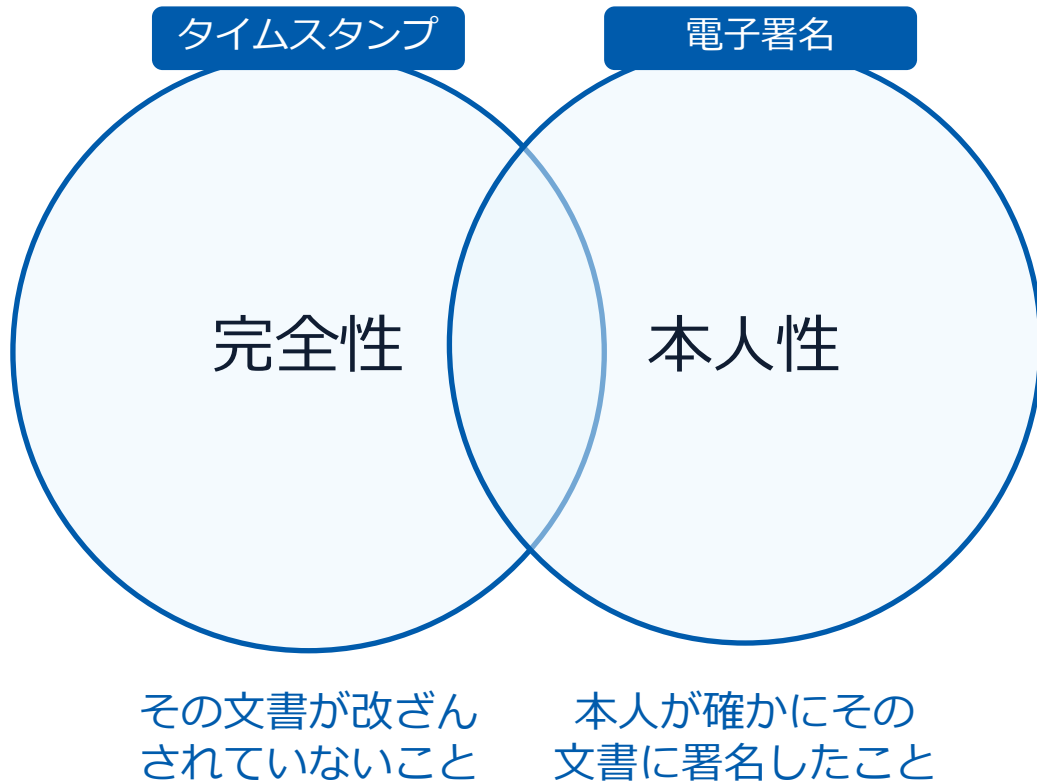
2

締結手続きの高速化

3

ガバナンス
(内部統制) 強化

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ (PDF)
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり



3つがそろうことで、
法的効力の高い電子契約となる

電子契約は、電子帳簿保存法第2条5号「電子取引」に該当し、その電磁的記録の保存については、同7条の要件に従う必要があります。

	電子帳簿保存法第7条の要件	GMOサインの対応状況
① 措置	①タイムスタンプが付与されたデータを授受 ②受領後2カ月と概ね7営業日以内にタイムスタンプの付与 ③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを採用 ④訂正削除の防止に関する事務処理規定を策定、運用、備え付け 上記いずれかの方法を充足する必要がある (施行規則4条1～4項)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本データ通信協会の認定タイムスタンプの押印 ・認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情報確認 GMOサインは左記のうち①を充足している
② 場所	国税に関する法律が定める「保存場所」(規則2条2項2号) ※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存されているものと取り扱われます。	システムから電子契約をディスプレイに出力
③ 期間	国税に関する法律が定める「期間」 法人事業者の場合、7年間 (欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間)	保管期限は無期限
④ 保存	1) <u>見読性の確保</u> (規則2条2項1号イ) 2) システム概要書類の備付(規則2条2項1号ロ) 3) <u>検索機能</u> (規則6条6項4号1) ※検索要件(取引年月日、取引先、取引金額)	1) ディスプレイ上・書面上で出力が可能 2) サービスサイト上に掲載 3) 取引先、取引年月日、取引金額等により検索が可能

2022年1月の電子帳簿保存法改正によりGMOサインのシステムは「優良」の区分に該当します

電子契約システムでメール認証などを行い サービス事業者の電子証明書で署名



相手方はインターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能。費用負担もありません。

5つのポイント



身元確認済み電子証明書

国内シェアNo.1の電子認証局と連携

全世界で2500万枚の発行実績がある証明書発行システムと直接連携。国際的な審査基準（WebTrust）を満たす電子認証局を子会社にもつ当社だからこそ実現できる信頼性を提供します。



Adobe Approved Trust List

Adobe認定のルート証明書を採用

Adobe社より要求される厳格な技術要件を満たす信頼性の高いルート証明書を使用。Adobe Readerでも簡単に電子署名の有効性を検証でき、締結相手方にも安心いただけます。



税務対応も安心

電子帳簿保存法に標準対応

税法上で要求される検索機能や見読性を標準実装。締結済みの電子契約を紙に印刷することなくそのまま長期保存が可能。



タイムスタンプ

認定タイムスタンプを標準付与／各種法令にも適合

セイコーソリューションズ社の認定タイムスタンプを標準付与。時刻保証とともに非改ざん性も担保。e-文書法や電子帳簿保存法などの各種法令にも対応。



立会人型電子署名に対応

費用の負担無しで締結が可能

電子契約事業者名義の電子証明書を利用して署名を行うので相手方の費用負担がありません。また、メール認証だからスピーディに契約締結。

安全性



WAF (Web Application Firewall)

不正な攻撃からシステムを保護



セキュリティ診断

外部のセキュリティ専門業者による
ぜい弱性診断を定期的を実施



専用環境(HSM)で署名鍵保管

すべての署名鍵は、堅牢な環境で
生成・保管し、不正利用を防止



ファイル暗号化

1つ1つの契約データごとに
個別の暗号化を実施し安全に保管



通信の暗号化

SSLにより通信を暗号化し
盗み見や改ざんを防止



データバックアップ

すべての契約データを毎日バックアップ
日次でバックアップしているほか
月次・年次でもバックアップを実施

信憑性



WebTrustの厳格な審査をクリア

システムで使用する電子証明書は
国際的な電子商取引保証基準に準拠



セキュリティ基準 ISMS取得済

情報セキュリティマネジメントシステム
ISO/IEC 27001:2013・JIS Q 27001:2014

内部統制



操作ログ管理機能

契約文書の閲覧やダウンロードなど
各種操作を保存しており追跡が可能



多要素認証・IP制限・SSO

ワンタイムパスワードなど、高度な認証方法に
より社外からの業務外のアクセスや
情報漏洩対策も万全

サポート



連絡窓口

電話・メール・ウェブフォーム
ウェブ会議システム・ウェブチャット

契約締結の流れ

対象文書・対象外文書

対象文書

- ・電子契約が可能な契約書は電子契約の対象とする

例：

- ・請負契約書
- ・売買契約書
- ・業務委託契約書
- ・秘密保持契約書（NDA）

対象外文書

- ・書面での契約締結が義務づけられている契約

例：

- ・事業用定期借地契約
- ・企業担保権の設定又は変更を目的とする契約
- ・任意後見契約

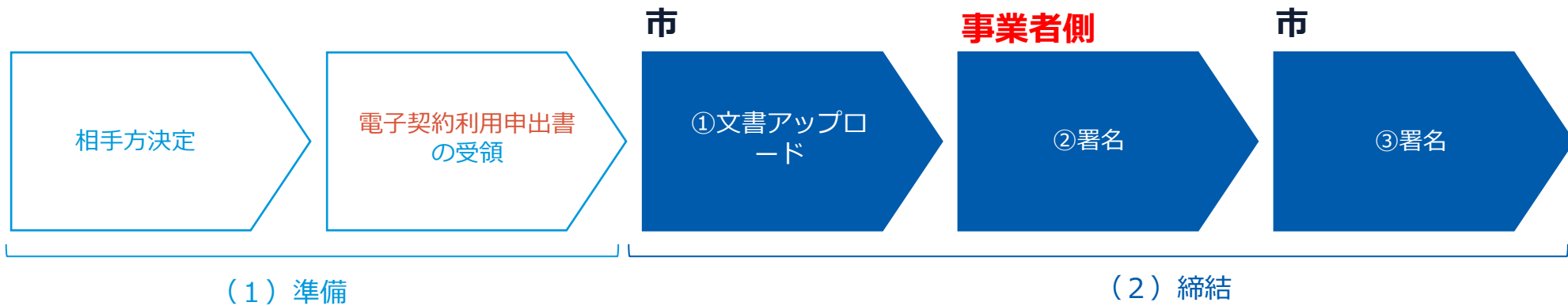
- ・電子署名が利用可能な文書例

<https://www.gmosign.com/contracts/>

- ・関連コラム：GMOサインが使える文書・契約類型まとめ | 電子契約導入の多い書類は

<https://www.gmosign.com/media/electronic-contract/post-170/>

電子契約の流れ





(1) 準備

電子契約利用申出書について

令和 年 月 日

電子契約サービス利用申出書

守山市長様

住所
名称
代表者職・氏名

(押印不要)

1 対象案件

案件名	
-----	--

・上記の案件について、守山市と電子契約の締結を希望します。なお、契約締結に利用するメールアドレスは次の通りです。

2 確認者1

役職	
氏名	
メールアドレス	

・契約締結権限者の役職名および氏名は、本市の業者名簿に登録されたものを記載してください

3 確認者2

役職	
氏名	
メールアドレス	

・必要に応じて確認者を追加してください。(必要ない場合は空欄でも可)

※なお、確認者1および2とも、フリーメールアドレスでの登録は不可です。

【注意事項】

1. 利用する電子契約サービスは、守山市が指定する立会人型電子契約サービスです。
2. 当電子契約サービス利用申出書は、契約案件毎に作成してください。
3. 申出書に記載されたメールアドレスに、電子契約サービスサイトのアドレスを送付するので、契約締結権者はサイトにアクセスし、画面に従って電子署名し契約締結を行ってください。
4. 確認者2(担当者)のメールアドレスを記載された場合は、確認者2(担当者)宛てに電子契約サービスサイトのアドレスを送付します。
担当者はサイトにアクセスし、署名者設定画面で「他の人に依頼する」にチェックを入れて契約締結権者に署名依頼を行ってください。
5. 電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件・効力に相違はありません。
なお、契約締結後は、電子契約サービスのファイルサーバー内に保存される電子署名が付与された電子契約書が原本となり、印刷した紙は写しとなります。

「電子契約利用申出書」の提出について

- 電子契約はメールでのやり取りになるため、契約相手のメールアドレスを確認する必要があります。
- 電子契約を締結する権限のある方のメールアドレスを必ず記入してもらってください。

【提出方法】

- 落札決定後にメールにて提出。

署名完了後の文書の状態

様式第 101 号 (その 3) (第 142 条関係)

委託契約書

収入
印紙

委託業務番号
委託業務の名称
履行場所
履行期間 年 月 日から令和 年 月 日まで
業務委託料 金 円
うち取引に係る消費税および地方消費税額 金 円
契約保証金 免除
支払方法
支払金額
検査

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、下記の条項によって委託契約を締結し、信頼に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者および受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、**発注者および受注者が双方電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。**

年 月 日

発注者 住所
氏名 (契約担当者)

受注者 住所
氏名

不可視署名について

○印影はありませんが、「電子署名情報」、「タイムスタンプ情報」が付与されています。
○印影のある署名（可視署名）と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。
○電子契約が締結されているかどうかは、Adobe Acrobat Readerの**電子署名パネル**や、**GMOサインの「文書管理内」プレビュー**、契約締結時に発行される**「電子契約締結証明書」**からご確認いただけます。（3 電子署名の確認方法参照）

印影はありません（不可視署名）

電子署名の確認方法

電子署名の確認方法①

【ダウンロードしたPDF上で確認】

○Adobe Acrobat Readerの署名パネルで「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認できます。

【署名パネル】 署名パネルボタンを押すと表示されます。

署名済みであり、すべての署名が有効です。

署名

すべてを検証

バージョン 1: GMO Sign Dept. により署名済み

署名は有効です:
信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)
文書は、この署名が適用されてから変更されていません
署名者の ID は有効です
埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。
署名は LTV 対応です

▼ 署名の詳細 日時情報

理由: 氏名様 メールアドレス が2021-10-07 09:25:23 +09:00 JSTに承認しました

署名の場所: 日本

証明書の詳細...

最終チェック日時: 2021.10.07 09:25:55 +09'00'

フィールド: FIELD_2336416_0 (不可視署名)

このバージョンを表示

> バージョン 2: SEIKO Timestamp Service, Accredited A2W03-008 により署名済み

Adobe Acrobat Readerの「署名パネル」ボタンをクリックして、「署名パネル」を開きます。



署名パネルボタン

すべての署名が有効です。

工期は次のとおりとする。
着手 : 契約成立の日又は工事許可日から30日以内
完成 : 着手の日から 日以内
引渡し: 完成の日から 日以内

第3条 (代金)
請負代金は金 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。
契約成立時 金 円
引渡しの日 金 円

第4条 (注文者の負担)
建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。

契約書(原本)

2 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改定又は経済事情の激変等によって、追加の費用又は原材料費が変動した場合の費用は甲が負担するものとする。ただし、乙が代金支払期日を遅延した事によって生じた価格変動分は乙が負担するものとします。

第6条(危険負担)
天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することのできない事由によって生じた損害はこの負担とする。

お気軽にお問い合わせください

電子印鑑GMOサイン 運営事務局	
電話番号	03-6415-7444 (受付時間 平日10:00-18:00)
メールアドレス	support@cs.gmosign.com
お問い合わせフォーム	https://www.gmosign.com/form/
オンライン商談	https://www.gmosign.com/online/

GMOサイン

検索